

小野田配水場建設工事

特記仕様書

令和4年9月

浪江町住宅水道課

目次

第1章 総則	1
1. 総括事項.....	1
2. 工事場所.....	1
3. 工事期間.....	1
4. 保安および衛生.....	2
5. 対外補償および保護.....	2
6. 測量.....	2
7. 提出書類.....	3
8. 事故防止.....	4
9. 工事施工.....	5
第2章 工事概要	5
1. PC水槽工.....	5
第3章 材料	6
1. 一般事項.....	6
2. 検査.....	6
3. 発生品.....	6
第4章 施工一般	7
1. 総括事項.....	7
2. 土工事.....	7
3. 地業工事.....	8
4. コンクリート工事.....	8
5. 鉄筋.....	9
6. 型枠.....	9
7. PC工事.....	9
8. 金物工.....	10
9. 配管工事.....	10
第5章 仮設	12
1. 仮設計画.....	12
2. 工事用道路.....	12
3. 工事用電力設備.....	12

4. 工事用給水設備	12
5. 現場事務所.....	12
第6章 建設廃棄物処理.....	13

第1章 総則

1. 総括事項

- 1) 本仕様書は、浪江町住宅水道課（以下、住宅水道課とする。）が発注する「小野田配水場建設工事」に適用するものである。
- 2) 本工事は、全て住宅水道課工事請負契約約款並びに此の仕様書、水道工事標準仕様書、設計書及び設計図によって施工し、その順序、方法等に就いては特に明記のない限り、監督員の指示に従わなければならない。
- 3) 此の仕様書は、特記事項のみを示したものであるから、此の仕様書に規定する以外は、福島県『土木工事共通仕様書』、日本水道協会『水道工事標準仕様書』、土木学会『コンクリート標準示方書』その他関係諸法律、法令、条例、規則等によるものとする。
- 4) 仕様書（関連仕様書を含む。）、設計書及び設計図書等に疑義が生じた場合は全て住宅水道課の解釈によるものとする。
- 5) 本工事施工内容に変更が生じた場合は、住宅水道課の単価で設計変更を行い、額の増減は請負比率による。但し、仮設工は指定、無指定に拘らず、原則として変更しない。
- 6) 工事のために、住宅水道課が準備した以外の用地を必要とする場合は、請負人の責任と負担で準備しなければならない。
- 7) 仕様書、設計書及び設計図等に明記されてないもの、または交互符合しないものがある場合には、住宅水道課と請負人との協議にて定めるものとする。但し、此らの場合に於て、工事上当然必要と認められる軽微なものに就いては、請負人の負担に於て此を施工しなければならない。
- 8) 材料、機械あるいは工法等が第三者の所有する特許権に抵触する場合は、その使用に関して必要な手続きを請負人の責任と負担に因り行う事。万一、此を侵害した場合には、請負人の責任で此を解決しなければならない。

2. 工事場所

双葉郡 双葉町 大字 渋川 地内

3. 工事期間

本工事は、工事契約の日から10日以内に着手し、竣工期間を厳守し、一切の工事を完了しなければならない。

工事期間は、令和 6 年 3 月 31 日限りとする。

4. 保安および衛生

- 1) 工事現場の管理は労働基準法、労働安全衛生規則、その他関係法令に従って、適当な諸施設を設置し、火災、盗難、その他事故防止に注意しなければならない。
- 2) 現場内は常に整理整頓し、一部工事を終了した時はその部分毎に跡片付、清掃を行い、清潔さを保持するよう努めなければならない。
- 3) 工事は昼間行う事を原則とするが、現場の状況に因り、やむなく夜間作業を行う場合は、予め監督員の許可を得ると共に、照明その他の保安設備を設けなければならない。
- 4) 施工場所を明示する標識及び現場の安全維持に必要な全ての設備を設けなければならない。
- 5) 台風、豪雨等風水害に対する万全の措置を講じなければならない。
- 6) 請負人は、工事施工のため交通を禁止あるいは規制する必要がある時は、関係官公署と十分協議し指示を得て、必要な箇所に指定の表示をすると共に、事故防止に万全を期さなければならない。

5. 対外補償および保護

- 1) 工事に使用する道路は常に路面状態を監視し、工事用車両の通行に因り道路が損傷をするか、またはそのおそれがある時は直ちに補修を行い、地区住民に迷惑を及ぼさないように留意しなければならない。
- 2) 工事中は、人への安全配慮は当然として家畜、構造物、田畑、耕作物等に損傷を与えぬよう注意しなければならない。万一損傷を与えた場合は、請負人の費用をもって補償または原形に復するものとする。此らの処置に対し、後日、苦情申立ての因を残さぬよう十分注意するとともに、同意書、領収書等その証となる書類の写しを住宅水道課に提出しなければならない。

6. 測量

- 1) 工事に必要な測量は請負人が行うものとする。測量は測量士の資格を有する者が行うものとし、登録番号を届け出なければならない。
- 2) 基準点は監督の指示するものを用いなければならない。
- 3) 基準点に変動を与えてはならない。もし、移動の必要を生じた場合は監督員の承諾を受けてその立会いのもとにおこない、成果表を提出するものとする。
- 4) 遣方及び丁張等、施工の基準となる仮施設は、請負人が設置し、監督員の指示を受けなければならない。特に指示する遣方は工事の竣功検査まで保存するものとし、もし、棄損又は亡失の場合は新たに設置して監督員の再検査を受けなければならない。

7. 提出書類

請負人は、指定の期日までに住宅水道課の定める様式に因り、次の書類を提出する事。但し、監督員が必要あると認めた場合には、別に提出させる事がある。

提出した書類に変更が生じた場合は、直ちに変更届を提出する事。工事関係書類は監督員の点検を受けられるよう常に整備しておく事。

- 1) 請負人は、契約成立後7日以内に、契約金額内訳明細書を住宅水道課に提出し、承諾を受ける事。
- 2) 請負人は、工事着手前に、現場代理人、主任技術者届(経歴書を含む)を住宅水道課に提出し、承諾を受ける事。
- 3) 工事着手に当たって材料置場、倉庫等の仮設備の計画図を作成し、監督員に提出して承諾を受けなければならない。
- 4) 請負人は、契約成立後15日以内に、次の事項を含む施工計画書を住宅水道課に提出し承諾を受けなければならない。

(I) 工程計画	(II) 設備計画	(III) 配置計画
(IV) 工事組織計画	(V) 労務計画	(VI) 資材計画
(VII) 安全計画	(VIII) その他	
- 5) 請負人は、住宅水道課が指定する様式に因り日報、月報、その他の書類を遅滞なく提出しなければならない。報告を要するものは次のとおりである。

(I) 就業労務者数報告書
(II) 使用材料及び機材報告
(III) 工種別作業内容、進捗状況、出来高等
(IV) その他住宅水道課が必要とするもの
- 6) 請負人は、監督員が指示した場合は、別に定める打ち合せ議事録を作成し提出する事。
- 7) 工事に使用する材料の各種試験成績書を提出しなければならない。
- 8) 工事に使用する材料で製作加工等を必要とするものは、その製作加工図を提出し、住宅水道課の承諾を受けなければならない。
- 9) 仕様書、設計書及び設計図に記載してない特殊製品又は材料を使用する場合は、その資料となる関係書類を添えて使用許可願いを提出し、住宅水道課の承諾を受けなければならない。
- 10) 請負人は、監督員の指示に従って、着工前写真、工程写真、完成写真等を適時撮影し、此をアルバム状にまとめて住宅水道課に提出しなければならない。尚、写真撮影に当たっては、個所の確認、寸法の判定ができるように工夫し、工事の順序にしたがって、工種、撮影時間、測点、寸法等を整理する事とする。尚、写真やアルバムの大きさ、部数等は事前に住宅水道課と打ち合せを行い、承諾を受けなければならない。

11) 工事竣工図の作成

請負人は工事完了後、住宅水道課の指示する形式に因り竣工図を作成し、下記の図書を提出しなければならない。

(Ⅰ) 竣工原図 (A 1)	1 式
(Ⅱ) 同上製本	2 部
(Ⅲ) 電子データ	1 式
(Ⅳ) 縮小版原図 (A 3)	1 式
(Ⅴ) 同上製本	2 部

12) 工事竣工図には取扱書その他の維持管理に必要な書類を添付する事。

13) 工事完了後、作成提出する竣工図は変更承諾を得て変更工事をした部分をも完全に網羅した竣工図とするとともに、精算数量計算書に添付する増減比較により、精算業務が速やかに出来る資料を提出しなければならない。

14) 工事の施工方法及び施工内容を変更しようとする場合は、変更設計図、理由書、変更金額説明書を提出し、住宅水道課の承諾を得てから工事に着手する事。

8. 事故防止

1) 請負人は工事の施工に際し、公衆の生命身体若しくは財産に関する危害又は迷惑を防止するため必要な措置を講ずる事。

2) 工事は各工種に適した工法に従って施工し、設備の不備、不完全な施工等によって事故を起こす事がないよう十分注意する事。

3) 工事用機械器具の取扱いには熟練者を配置し、常に機能の点検整備を完全に行い、運転に当たっては操作を誤らないようにする事。

4) 工事期間中、資材、コンクリート、土砂等の搬入出口には、必ず交通整理員あるいは保安委員を配置して安全を期する事。

5) 工事施工中、万一事故が発生した時は、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等に就いて直ちに監督員に報告する事。

9. 工事施工

- 1) 請負人は、常に工事の進行状況に就いて把握し、予定の工事工程と実績とを比較して工事の円滑な進行をはかる事。
- 2) 請負人は、工事の出来高、品質等が此の仕様書、設計図等に適合するよう十分な施工管理を行う事。
- 3) 施工上、製作図、施工図、詳細図、設計図等を必要とする場合は、これらを作成の上、監督員の承諾を得る事。
- 4) 請負人は、監督員が常に施工状況の確認ができるよう必要な資料の提出及び報告等、適切な措置を講ずる事。
- 5) 試験調査に際しては、予め試験調査計画書を提出し、監督員の確認を受ける事。
- 6) 試験調査は、原則として監督員及び請負人の両者立会いの下で行う事。
- 7) 試験結果の報告は速やかに作成し、監督員に提出して、その確認を受ける事。

第2章 工事概要

1. PC水槽工

構造：地上式プレストレストコンクリート（PC）造

形状寸法：外径15.56m×高さ13.09m（避雷針の高さは除く）

池内寸法：内径15.00m×有効水深9.50m

池数：2池

有効容量：1,650m³

第3章 材料

1. 一般事項

- 1) 本工事に使用する材料は全て請負人が調達するものとする。
- 2) 各種材料は、特に指定するもの以外は、
日本工業規格（以下「JIS」という）
日本農業規格（以下「JAS」という）
日本水道協会規格（以下「JWWA」という）
等に適合しなければならない。
- 3) 主要材料の購入に当たっては、その仕様に就いて住宅水道課と十分打合せを行い、承諾を受けなければならない。
- 4) 使用材料の内、調合を要するものに就いては、監督員の立会いを得て調合する事。但し、住宅水道課が適切と認めた場合は、見本検査による事ができる。
- 5) 加工して使用する材料に就いては、加工後に監督員の検査を受けるものとする。
- 6) 工事中材料の合格品は、指定の個所に請負人の責任に於て変更、不良化しないよう保管する事。
- 7) 工事中材料は工事工程表に基づき、工事の施工に支障を生じないよう現場に搬入する事。

2. 検査

- 1) 工事中材料は、使用前にその品質、寸法等又は、見本品の検査を受け、合格したものでなければならない。但し、住宅水道課が認める規格証明、正本証明、試験証明の書類を有するものは、検査を省略する事ができる。
- 2) 材料検査に際して請負人は此に立会うものとする。立会わない時は請負人は検査に対し、異議を申し立てる事はできない。
- 3) 検査及び試験のため、使用に耐えなくなったものは所定数量に算入しないこと。
- 4) 材料検査に合格したものであっても使用時になって損傷、変質した時は新品と取り替え、再び検査を受けるものとする。
- 5) 不合格品は直ちに現場より搬出する事。

3. 発生品

- 1) 工事施工に因り生じた管弁類等の現場発生品（切管・撤去品等）に就いては、数量、品目等を確認し、所定の手続きに因り整理しておく事。
但し、監督員の指示する場合は此の限りではない。
- 2) 発生品の保管は、その都度監督員の指示に従う事。
- 3) 発生品は、工事の完成日までに住宅水道課の指示する場所に運搬する事。尚、運搬に当たっては、赤錆等が飛散しないよう荷台にシートをかぶせる事。

第4章 施工一般

1. 総括事項

- 1) 請負人は、工事の出来高、品質等が此の仕様書、設計図書等に適合するよう十分な施工管理を行う事。
- 2) 試験、調査に際しては、予め計画書を請負人が用意し、監督員立会いの上で行う事。

2. 土工事

- 1) 掘削に当たっては、附近の地下埋設物を傷つける事のないよう充分注意する事。
- 2) 整地、切土、盛土は設計図に従って仕上げるものとする。但し、天候、地質等に因り設計図に因りがたい時は、監督員の承諾を受けて法面勾配等を変更する事ができる。
- 3) 床付の掘削に当たっては、掘り過ぎに注意し、万一掘り過ぎた場合は、監督員の承諾を得て請負人の負担で切込砂利等を充填し、元の地盤と同等以上に締固めをする事。
- 4) 重機類は、構造物等の側頂、端には直接乗り入れてはならない。
- 5) 掘削は、原則として機械掘削とし、小規模の掘削及び機械掘削によることが出来ない箇所等については人力によること。機械掘削後は、不陸整正を行うものとする。機械掘削はショベル系とし、期間、時期に応じて、必要な機数を監督員の承諾を得たうえで現場に搬入するものとする。
- 6) 埋戻は、人力埋戻と機械埋戻を併用するが機械の種類等については、監督員の指示に従うこと。又、構造物の壁体部、天端等の埋戻ではタンパ等の機械により充分に突固めを行うこと。
- 7) 埋戻し及び盛土用の土は、一度監督員の指示する場所に仮置きし、必要に応じて運搬し、埋戻し及び盛土をするものとする。
- 8) 埋戻し及び盛土は、一層 30cm以下に敷均し、十分締固め、必要に応じて適切な余盛をしなければならない。但し、余盛の厚さは、監督員の指示によらなければならない。
- 9) 残土は、特に運搬箇所を指定するものの他は、全て請負人の責任に於て自由処分とする。但し、指定の距離を越えて処分する場合は、請負人の費用にて行う事。
- 10) 自由処分の場合は、処分先に就いて監督員に報告する事。又、運搬に当たっては荷台にシートを履せる等、残土を撒散らさないよう注意する事。
- 11) 処分地は、災害等を防止するための必要な措置を講じる事。
- 12) 工事に支障を及ぼす湧水、雨水、溜水等は適当な排水溝及び排水溜を設け、ポンプ等により排除しなければならない。施工に際しては、監督員と充分協議して行うこと。
- 13) 重機の据付時は、地盤崩壊による転倒事故に十分注意し、事前に試験により安全を確認すること。

3. 地業工事

- 1) 置換工事は、砕石(C-40)を使用し締固めは後日沈下のないよう十分に施工のこと。
- 2) 石材は砕石を使用し、所定の寸法、粒度配合とし、JIS-A-5001に適合したものとする。

4. コンクリート工事

- 1) コンクリート工事は、土木学会『コンクリート標準示方書』（最新版）に準拠し、水密コンクリートに適した配合、打設方法、養生方法並びに打継目の位置等に留意して、ひび割れ制御には万全を期す事。
- 2) 請負人は予め、下記の設計条件を考慮して、示方配合案を作成し、監督員の承諾を得る事。
示方配合を現場配合に直す場合は、水密コンクリートを重視した配合とし監督員立合い試験に因り決定する事。コンクリートの種類は、鉄筋コンクリート、無筋コンクリート、とし、それらの配合は次のとおりとする。また、混和剤を使用する場合は、監督員の承諾を得る事。

設計強度 (N/mm ²)	粗骨材最大寸法 (mm)	スランプ (cm)	水セメント比 (%)	適用箇所
36以上	25	12±2.5	55%以下	鉄筋コンクリート
30以上	25	12±2.5	55%以下	鉄筋コンクリート
24以上	25	12±2.5	55%以下	鉄筋コンクリート
18以上	25	12±2.5	60%以下	無筋コンクリート

- 3) コンクリートには、バジリスク材を添加する事。
底版、側壁、歩廊、屋根部のコンクリート打設時に使用することとし、添加量については、5kg/m³ とする。
- 4) 構造物の内面は無塗装とし、完全なる水密性を要求している。従って、施工するにあたり、コンクリートの打設方法、打継目の処理方法、その他を記載したコンクリート打設計画書を提出し、監督員の承諾を得る事。また、打設計画書には、特に下記事項に就いて検討し、ひび割れ制御に万全を期さなければならない。
 - (I) 打込み区画、順序
 - (II) 運搬、打込み方法、打ち込み時間（時間当りの打込み量）
 - (III) 施工目地位置と方法
 - (IV) 養生の期間及び方法
 - (V) その他、監督員が必要と認めたもの
- 5) コンクリートの打設
 - (I) コンクリート打設に於ける止水要領に就いては、予め監督員の承諾を得る事。

6) コンクリートの継目

- (I) 請負人が提出し、監督員に承諾されたコンクリート打設計画書に定められた継目の位置及び構造等は此を厳守しなければならない。
- (II) 施工打継目は、レイタンス処理を行い、ブリージング跡を除去する事。

7) 表面仕上げ

- (I) コンクリート打設後、万一乾燥収縮等によるひび割れが生じた場合は、水密性を確実にするために当該個所をVカットしたのちに、エポキシ系シーリング材によるコーキングを施工しなければならない。

8) 構造物開口部の処理

- (I) 構造物を管等が貫通する部分は、設計図のとおり管据付後、コンクリート打設を行う事を原則とするが、コンクリート打設後管を据付ける時は、必要な開口部を設け、また、設計図に明示していなくても、開口部周囲には補強筋を入れなければならない。

5. 鉄筋

- 1) 鉄筋の継手は、原則として重ね継手とする。但し設計図に示されたもの又は監督員の指示したものに就いては、ガス圧接継手とする。
- 2) 引張鉄筋の継手は相互にずらし、同一断面に集めてはならない。
- 3) ガス圧接継手をする場合は、建築学会『溶接工作基準』ならびに、日本圧接協会「鉄筋のガス圧接」によって行う事尚、監督員が必要と認める時は施工中抜取り試験を行う事がある。
- 4) 鉄筋の定着長は設計標準図に示す長さ以上とする。
- 5) やむを得ず、臨時に開口を設ける場合は、予め監督員と協議し、その位置、大きさを決め、十分な鉄筋で此を補強しなければならないまた、此に要する費用は全て請負人の負担とする。
- 6) 設計図に明示がなくとも、当然必要とみられる鉄筋に付いては、請負人の負担で此を設けなければならない。
- 7) 鉄筋組立後、監督員の検査を受けなければならない。

6. 型枠

- 1) 型枠緊結用セパレーターは、漏水防止のため止水構造のものを使用する。

7. PC工事

1) 構造形式

- (1) プレストレストコンクリート製円型配水池側壁下端固定
- (2) 縦締工 … 普通PC鋼棒：φ23B種1号

(3) 横締工 … シングルストランド工法：1S17.8

2) PC工

- (1) PC鋼材の取り付けは、設計図書に基づき配置するものとする。
- (2) 側壁部のコンクリート打設後、所定の強度が得られてからプレストレスの導入を行うものとする。
- (3) プレストレスを導入する前に、緊張計画書を作成し、緊張力及び伸び量等を算出しておかなければならない。又、緊張計画書は監督員の承認を得るものとする。
- (4) プレストレス導入時は、作業の安全に充分留意して行わなければならない。
- (5) プレストレス導入により得られたデータを記録、整理し提出しなければならない。

3) PCグラウト工

グラウトは、土木学会（2007年制定）「コンクリート標準示方書」及び日本水道協会（1998年版）「水道用プレストレストコンクリートタンク設計施工指針・解説」に準拠して入念に施工しなければならない。

8. 金物工

- 1) 鉄筋、ステンレス鋼を除く鋼材は、下地加工のうえ塗料により仕上げるものとする。塗料の種類及び色に就いては監督員の指示による事。
- 2) 足掛金物は、設計図に示す材質とする。
- 3) 手摺りに就いては特に指定する場合を除き外部はSUS304製、池内部はSUS316製とし、形状に就いては設計図に示すものとする。
- 4) 人孔及び点検孔蓋は、特に指定のない限り防水型とし、材質はダグタイル鋳鉄製或いはFRP製とする。また、承諾図を提出し、監督員の承諾を得る事。
- 5) 外部階段、渡歩廊は設計図に示す形状材質とする。

9. 配管工事

- 1) 設計水圧、フランジ規格は次のとおりとする。
 - (I) 設計水圧 1.30 MPa
 - (II) フランジ規格 7.5K
- 2) ダグタイル鋳鉄管
 - (I) 異形管の内面塗装はエポキシ粉体塗装JIS-G-5528とする。
- 3) 鋼管
 - (I) 池内の配管は、ポリエチレン粉体コーティング鋼管とする。

4) 仕切弁、バタフライ弁等の設置

- (I) 仕切弁等は、接合前に監督員の指示に因り十分点検を行い、特にスピンドル操作による漏水のないよう十分に注意する事。
- (II) 各種弁類は、全て閉鎖しておくものとする。
- (III) ハンドル操作方式によらない制水弁室には、原則として人孔蓋下50cmの位置まで継足金物を立上げ、振止金物を設置する事。
- (IV) 伸縮管、伸縮可撓管の設計図面表記の面間寸法は参考値である。面間寸法の決定に際しては、住宅水道課と打合せを行い、承諾を得ること。

5) 管支持工

- (I) 現場合わせ等で部分的変更が生じた場合でも、十分その目的を達しうよう監督員の指示によって施工しなければならない。
- (II) アンカーブロックで基礎または床に鉄筋を埋込むものは、設計図に従い正確に定着させなければならない。

6) 配管工事

- (I) 構造物壁体等に、配管を埋込む場合は、原則として配管後、コンクリートを打設する事。堪水後、漏水した場合は、請負人の責任に於て補修するものとする。
- (II) 設計図中の切管寸法は参考値であり、配管施工に当たっては、現場合せとして、十分注意して切管を行う事。

7) 通水試験工

- (I) 配管完了後、管内に充水し、水圧試験を行わなければならない。試験水圧は、設計基準水圧とする。試験方法は、監督員と協議して決定すること。試験に使用する水は浄水とする。なお、通水試験の時期は洗管作業にあわせて実施すること。

8) 水張試験

コンクリート打設工事完了後（埋戻し前）に池内に充水し、水張試験を行う事を原則とする。これによりがたい場合は、監督員と協議して決定する事。水張試験に要する費用は請負人の負担とする。

9) 水質試験

躯体工事完了後、池内に充水し、水質試験を行う事。

第5章 仮設

1. 仮設計画

- 1) 工事着手にあたって現場をよく把握し、他工事請負業者とも十分協議の上、仮設計画書を作成提出し、住宅水道課の承諾を受ける事。
- 2) 仮設計画書は、前項の施工条件を満足する工事工程表、使用機械計画書、工事中用道路、工事中用電力及び用水設備、排水設備、水替工事を添付する事。
- 3) 監督員が仮設工の必要箇所、体裁等に就いて指示した場合は、迅速に施工する事。
- 4) 仮設構造物は常時点検し、必要に応じて修理補強するとともに、その機能を十分発揮できるようにする事。

2. 工事中用道路

- 1) 諸資材等の搬出入に使用する工事現場への進入道路及び工事中用道路に就いては監督員の承諾を受ける事。
- 2) 上記道路の補修費は、請負人が一切を負担するものとする。
- 3) 場内工事中用道路は、当該工事の構造物はもちろんのこと、将来の構造物等を考慮し、仮設計画図に明示し、住宅水道課の承諾を得る事。
- 4) 上記の道路の敷設及び維持修理費は、請負人が一切を負担する。
- 5) 工事中用道路の改廃を行う場合は、当該道路利用者と連絡をとった上、施工する事。
- 6) 工事中用道路は、工事期間中不陸を直し、補修、散水、排水等を行い、常に良好な状態に保つ事。
- 7) 請負人は、監督員の指示する場所に洗車設備を設置し、公道に出る前に必ず車両等を洗車及び清掃し、路面を汚さないよう十分注意する事。

3. 工事中用電力設備

- 1) 現場に於いて電力（動力及び照明）を使用する場合の電力設備費、電力料金、維持管理費、関係諸官庁等への手続きに要する費用等の一切を請負人が負担するものとする。
- 2) 施工に当たっては、『電気設備基準』等関係諸法規を遵守し、且つ工事終了後は速やかに撤去しなければならない。
- 3) 電力設備には感電防止用漏電遮断機を設置し、感電防止に努める事。
- 4) 高圧配線、変電設備には危険表示を行い、接触の危険のあるものは、必ず柵、囲い、覆い等、感電防止を行う事。

4. 工事中用給水設備

- 1) 工事中用給水設備は、一切請負人負担に於いて行うものとする。

5. 現場事務所

監督員の現場事務所は、請負人の負担とする。

第6章 建設廃棄物処理

本工事で発生する金属くず、コンクリートがら、土砂等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく廃棄物として適正に処理するものとする。

該当工事受注後は、速やかに施工計画書の中に建設廃棄物処理計画書を作成し、提出するものとする。

建設廃棄物を処理した後は、速やかに「建設廃棄物処理結果報告書」マニフェストを提出するものとする。